

令和6年6月定例会議

建設水道常任委員会資料

- 1 議案第100号
福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件 P2
- 2 議案第101号
福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準
並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市
専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の
一部を改正する条例制定の件(水道局所管分) P3
- 3 報告第7号
福島市水道事業会計予算の継続費繰越しの件 P94
<議案書>
- 4 報告第8号
福島市水道事業会計予算の繰越しの件 P97

水 道 局

1 議案第100号 福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 条例（一部改正）の趣旨

感染症対応能力の強化、災害発生時における早急な復旧支援等を図ることを目的に水道法の一部が改正されたことから、所要の改正を行う。

(2) 主な改正内容

＜水道給水装置の修繕にかかる所管替え＞
(改正前) 厚生労働省 ⇒ (改正後) 国土交通省

(3) 条例の施行年月日

公布の日から

(4) 新旧対照表

福島市水道条例

改正後	改正前
(給水装置の修繕) 第11条 給水装置の修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。	(給水装置の修繕) 第11条 給水装置の修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。
(給水装置の基準違反に対する措置) 第39条（略） 2 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。	(給水装置の基準違反に対する措置) 第39条（略） 2 管理者は、水道水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

2 議案第101号 福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び福島市専用水道に係る水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件（水道局所管分）

（1）条例（一部改正）の趣旨

水道法施行令の一部改正及び感染症対応能力の強化、災害発生時における早急な復旧支援等を図ることを目的に水道法施行規則の一部が改正されたことから、所要の改正を行う。

（2）主な改正内容

- ① 水道技術管理者に必要な講習を実施する者の登録者
（改正前）厚生労働大臣 ⇒ （改正後）国土交通大臣及び環境大臣
- ② 布設工事監督者の資格要件の見直し
例）大学・高校・短大・専門学校卒の場合
（改正前）土木科 ⇒ （改正後）土木科／機械科／電気科

（3）条例の施行年月日

- ① 公布の日から
- ② 令和7年4月1日から

（4）新旧対照表

福島市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

改正後	改正前
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	
(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校<u>(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	

改正後	改正前
(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	(5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(8) 第1号又は第2号に規定する学校において当該各号に規定する課程を修めて卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校において同号に規定する課程を修めて卒業した者 にあつては2年以上、第2号に規定する学校において同号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	(6) 第1号又は第2号に規定する学校において当該各号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校において同号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者 にあつては1年以上、第2号に規定する学校において同号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）	

改正後	改正前
2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が25,000立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第2号中「<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第3号中「<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第4号中「<u>6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第5号中「<u>7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第6号中「<u>8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第7号中「<u>10年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第8号中「<u>2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とある	2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「<u>2年以上</u>」とあるのは「<u>1年以上</u>」と、同項第2号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6箇月以上</u>」と、同項第3号中「<u>5年以上</u>」とあるのは「<u>2年6箇月以上</u>」と、同項第4号中「<u>7年以上</u>」とあるのは「<u>3年6箇月以上</u>」と、同項第5項中「<u>10年以上</u>」とあるのは「<u>5年以上</u>」と、同項第6号中「<u>あつては1年以上</u>」とあるのは「<u>あつては6箇月以上</u>」と、「<u>2年以上</u>」とあるのは「<u>1年以上</u>」と、同項第7号中「<u>最低経験年数以上</u>」とあるのは「<u>最低経験年数の2分の1以上</u>」と、同項第8号中「<u>1年以上</u>」とあるのは「<u>6箇月以上</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。

改正後	改正前
のは「<u>1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第9号中「<u>最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは、「<u>水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第10号中「<u>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第11号中「<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは、「<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（<u>土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。</u>）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定	（水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者 （2） 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による</u>

改正後	改正前
する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。第5号において同じ。）については6年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。第5号において同じ。）については6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(3) (略)	(3) (略)
(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。）については7年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。）については7年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、当該各号に規定する卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(5) 外国の学校において、<u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>
(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u>	(6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u>
(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	
(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	

改正後	改正前
2 簡易水道等については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。	2 簡易水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。